※各種予防接種・健検診請求事務ご担当者様にもお渡しください。

広市医第３７０号
平成２５年３月２６日

医療機関の長　様

広島市医師会会長　長﨑　孝太郎

平成２５年度各種予防接種について（お知らせ）

日頃より、各種予防接種及び健診事業にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、下記のとおりお知らせいたします。

平成２４年度実施分につきましては、できる限り**平成25年3月分にてご請求ください。3月分は4月5日（金）までに届くように**ご送付ください。

平成２５年度の各種委託料金表・予防接種各種健検診総括請求書及び各種委託料の請求方法については、４月２０日前後にお知らせいたします。

記

１　麻しん風しん３期・４期の終了について

麻しん風しん３期・４期については、平成２０年度から平成２４年度までの時限措置として実施していましたが、当初の予定どおり、平成２４年度で終了します。

平成２５年度の中学１年生及び高校３年生相当の年齢の者は、麻しん風しん予防接種の対象ではありませんので御注意ください。

２　麻しん風しん２期の接種券について

平成２４年度までの２期対象者の母子健康手帳別冊には、麻しん風しん２期の接種券を付けていなかったため、これまでは個人通知により、接種券を郵送していました。

平成２５年度以降の母子健康手帳には、麻しん風しん２期の接種券を付けているため、今後は接種券の送付は行わず、接種勧奨はがきを郵送するのみとします。

平成２５年度の麻しん風しん２期対象者への接種については、母子健康手帳の接種券により行ってください。

３　高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業の継続について

本事業においては、申請を平成２５年３月２２日㈮まで、接種は平成２５年３月３１日㈰までとしていましたが、**平成２５年４月以降も事業を継続して実施します**。

平成２４年度に交付した助成券は、有効期限を平成２５年３月３１日としていますが、平成２５年度もそのまま使用できます。有効期限が平成２５年３月３１日となっている助成券で接種を希望された場合も、接種を実施してください。

また、**平成２５年度は、申請請様式及び案内リーフレット（両面）を別紙のとおり変更し、４月１日㈪から申請を受け付けます。**旧様式で申請があった場合も受け付けしますが、医療機関から接種希望者に**申請様式・案内リーフレットを配布する際は、できる限り新しい様式をお渡しください**ますようお願いします。

４　子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種について

（１）平成２４年度までの実施分について

平成２４年度までは、子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチンの接種は、予防接種法に基づかない任意の予防接種として、その費用のおよそ２分の１を国からの補助を受けて実施しています。

平成２５年３月分までが、国へ補助金申請できることとなっておりますので、**平成２５年３月までの接種分については、平成２５年３月分の請求時に必ず御請求ください。**

また、**接種券の記入不備等がないよう、記入事項を再度御確認の上、御請求ください**ますよう併せてお願いします。

裏面に続く→

（２）平成２５年度の実施について

予防接種法が改正された場合、子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、**平成２５年４月１日から、予防接種法の定期予防接種として実施**します。

法改正後の対象者及び接種方法は以下のとおりです。（現在の助成事業と変更となる部分は、**太字で下線**を入れています。）

① **接種の方法**：**各予防接種とも接種方法等の詳細が変更になる可能性があります。変更点については、随時お知らせいたします。**

ア　子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	法律等で定められた接種方法			標準的な接種方法
	ワクチンの種類	接種回数	接種間隔・回数	
小６～高１相当の女子※１	サーバリックス	３回	**１か月（※２）から２か月半まで**の間隔をおいて２回接種した後、初回１回目の接種から５か月から１２か月までの間隔をおいて１回接種。※３	**中１の間に、**１か月の間隔をおいて２回接種した後、初回１回目の接種から６か月の間隔をおいて１回接種。
	ガーダシル		１か月以上の間隔をおいて２回接種した後、初回２回目の接種から３か月以上の間隔をおいて１回接種。※４	**中１の間に、**２か月の間隔をおいて２回接種した後、初回１回目の接種から６か月の間隔をおいて１回接種。

※１　高校２年生相当の年齢の方は、助成の対象ではありません。（平成２４年度中に１回又は２回接種を受けた場合でも助成の対象になりません。）

※２　「１か月」の数え方について、これまでは「４週後の同じ曜日」から接種可能としていましたが、**今後は「４週後の同じ曜日」は接種できません。**

◆1か月の数え方の例：１回目の接種が３月３日の場合、２回目は、４月４日から接種できます。

（詳細については、厚労省及び広島市より通知があり次第お知らせします。）

※３　**発熱や急性疾患等、医学的なやむを得ない理由により接種間隔を順守できない場合、その要因が解消された後、対象年齢内に速やかに接種した場合は定期予防接種とみなされます。**

※４　**ガーダシルについては、「１年以内に行う」という規定がなくなります。**

イ　ヒブワクチン

対象年齢	接種方法		
	接種開始時期	接種回数	接種間隔（※５）・回数
生後２か月から６０か月に至るまで	（標準的な接種） 生後２か月から 生後７か月に至るまで	４回	初回：３回。２７日（医師が必要と認めた場合は２０日）から５６日までの間隔をおいて接種。 追加：１回。３回目接種から７か月から１３か月までの間隔をおいて接種。
	生後７か月に至った日の翌日から生後１２か月に至るまで	３回	初回：２回。２７日（医師が必要と認めた場合は２０日）から５６日までの間隔をおいて接種。 追加：１回。２回目接種から７か月から１３か月までの間隔をおいて接種。
	生後１２か月に 至った日の翌日から生後６０か月に至るまで	１回	１回接種

※５　**発熱や急性疾患等、医学的にやむを得ない理由により接種間隔を順守できない場合、その要因が解消された後、対象年齢内に速やかに接種した場合は定期予防接種とみなされます。**
ただし、医学的理由以外で接種間隔を順守できない場合は、助成の対象となりませんので、ご注意ください。

ウ　小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	接種方法		
	接種開始時期	接種回数	接種間隔・回数
生後２か月から６０か月に至るまで	（標準的な接種） 生後２か月から 生後７か月に至るまで	４回	初回：３回。２７日間以上の間隔をおいて、生後１２か月に至るまでに接種。※６ 追加：１回。３回目接種から６０日以上の間隔をおいて接種。（１２～１５か月齢で受けることが望ましい。）※７
	生後７か月に至った日の翌日から生後１２か月に至るまで	３回	初回：２回。２７日間以上の間隔をおいて、**生後１２か月に至るまでに接種。**※６ 追加：１回。２回目接種から６０日以上の間隔をおいて、かつ生後１２か月以降で接種。
	生後１２か月に 至った日の翌日から生後２４か月に至るまで	２回	６０日以上の間隔で２回接種。
	生後２４か月に 至った日の翌日から生後６０か月に至るまで	１回	１回接種

※６　**初回接種を１歳に至るまでに既定回数行えなかった場合は、前回の接種から６０日以上の間隔をおいて、残り１回しか接種できません。**

※７　**「１２か月齢から１５か月齢で行う」という規定はなくなります。**

②　接種券・予診票について

（１）接種券

平成２５年度から様式を変更します。新様式の接種券は作成中ですが、広島市の準備の関係上、４月１日には間に合わない状況です（４月１０日頃納品予定）。当面の間、**平成２４年度までの接種券を使用してください。新様式の接種券納品後は、できるだけ新しい接種券を使用してください。**

また、新様式の接種券は、接種回数ごとに種類が分かれておりますので、助成制度を利用しての接種回数ではなく、実際のご本人の接種回数（自費含む）の券をご利用ください。なお、平成２４年度までの接種券を使用する場合は、接種時の年齢区分は記入不要です。２回目以降の接種については、実際のご本人の接種回数にチェックを入れてください。

請求方法については、４月２０日前後にお知らせいたします。

（２）予診票

現在、ワクチンメーカー作成の様式を使用していますが、**平成２５年度からは広島市が作成した様式を使用していただく予定です。**新様式の予診票は作成中ですが、広島市の準備の関係上、４月１日には間に合わない状況です。よって、当面の間、**ワクチンメーカー作成の予防接種説明書・予診票を使用していただくと共に、別紙の「広島市作成の予防接種説明書（平成 25 年 4 月版）」をコピーして説明を行っていただきますようご協力をお願いいたします。**

広島市作成の予診票の納品時期につきましては、４月中旬頃お知らせいたします。

なお、４月１日からは定期予防接種となるため、予診の結果、接種を見合わせた方について予診料をご請求いただけます。詳細については、４月２０日前後にお知らせいたします。

（３）接種券・予診票のご注文

物資注文書を無料物資のみの注文書に変更いたしましたので、４月１日実施分からは別紙をご利用のうえ、レタープレス（株）へＦＡＸ（844-7800）でご注文ください。

なお、新様式の接種券は、４月１０日頃納品予定ですので、**それまでに平成２４年度までの様式の接種券が必要な場合は、現在使用されている注文書でご注文ください。**注文書がない場合は、広島市医師会までご連絡ください。

（有料の物資注文書についても別添の新様式に変更いたしましたのでご利用ください。）

裏面に続く→

③　「医学的理由」の取扱い

これまで、ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンの接種については、接種間隔を順守できない場合のうち、医学的理由によるもので、かつ、その要因が解消された後に速やかに接種したものは助成の対象としており、この「医学的理由」については、

ア　疾患・発熱等、被接種者の体調不良により接種が行えなかった場合

イ　他のワクチンとの接種間隔を順守するために、接種が行えなかった場合

としていました。

しかし、国の指導により、**定期接種においては、上記のイの場合は医学的理由とはみなされません。**被接種者のスケジュールの管理には一層御配慮いただきますようお願いします。

５　ＢＣＧ定期予防接種の対象者等の変更について（平成25年2月25日付〈広市医334号〉と同じ内容）

平成２５年４月１日から、次のとおり変更となります。

⑴　対象年齢について

対象年齢が**「生後６か月に至るまでの間にある者」から「生後１歳に至るまでの間にある者※」**に拡大されます。※ **１歳の誕生日の前日まで接種可能**です。

⑵　標準的な接種期間について

「生後５か月に達した時から生後８か月に達するまでの期間」を標準的な接種期間として行ってください。

⑶　生後６か月に至るまでの間に医学的にＢＣＧ接種が不適当であると診断された者が１歳に至るまでの間に接種を受ける場合の取り扱いについて

現在、広島市では「広島市法定外ＢＣＧ接種実施要領」に基づき、生後６か月に至るまでの間に医学的にＢＣＧ接種が不適当であると診断された方が１歳に至るまでの間に接種を受ける場合は、「法定外ＢＣＧ接種」として、保護者から同意書を医療機関に提出していただいた上で接種費用を広島市が公費負担しています。

この度の改正に伴い、広島市法定外ＢＣＧ接種実施要領を平成２５年３月３１日付けで廃止し、**広島市におけるＢＣＧの接種は、法に基づく定期予防接種のみとします。**これに伴い、**保護者からの同意書の提出は不要となります。**

６　日本脳炎定期予防接種の特例対象者の変更について（平成25年2月25日付〈広市医334号〉と同じ内容）

現在、平成７年６月１日から平成１９年４月１日生まれの方は、２０歳未満まで、日本脳炎定期予防接種の対象となっております。

この度の改正により、**平成２５年４月１日から、「平成７年４月２日から平成７年５月３１日生まれの者」もこの対象に追加されます。**

なお、この度追加された**対象者の接種方法については、予防接種実施規則に示されておりませんので、当該規則が改正され次第、追ってお知らせいたします。**

＜各種予防接種の接種方法に関するお問い合わせ先＞　広島市保健部保健医療課
電話：５０４－２６２２

＜接種券・予診票の注文に関するお問い合わせ先＞　広島市医師会事務局　和木・井上・下原
電話：２３２－７３２１